

**地方公共団体情報システム機構における戸籍の附票に記載された住民票コード提供状況に関する公告**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44の8の規定に基づき、令和6年5月から令和6年7月までの間における住民基本台帳法第30条の44の2の住民票コードの提供状況を次のとおり公示します。

令和6年8月30日

地方公共団体情報システム機構 理事長 椎橋 章夫

デジタル手続法等一部改正法附則第1条第10号に掲げる規定の施行期日が令和6年5月27日のため、令和6年5月以降のみ計上している。

| 提供年月   | 提供件数    |
|--------|---------|
| 令和6年5月 | 141,202 |
| 6月     | 41,830  |
| 7月     | 53,652  |
| 提供件数合計 | 236,684 |